

鹿島市子ども・子育て支援事業計画

～あの子もこの子も鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

はじめに

近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもたち自身や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また、保育ニーズの多様化も進んでいます。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「鹿島市次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「鹿島市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、「のびのび、健やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち みんなが輝くまち」をめざして、子育て世代に対する支援を推進してきました。

その後、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」が、平成24年8月に成立しました。今回、この法律にもとづく、平成27年度から5年を1期とする「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、「鹿島市次世代育成支援地域行動計画」に従って、これまで取り組んできた子育て世代に対する施策を継承するものであり、今後、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するためのものです。

今後、子ども・子育て支援の様々なニーズに、できる限りお応えするため、優先順位をつけて子育て支援施策を実施し、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを、地域や社会全体で支えていくまちづくりをさらに推進してまいります。

この計画を実施していくためには、行政はもちろんのこと、保護者の皆さま、地域、事業所の皆さまの力が重要となります。皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに、ご協力いただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

鹿島市長 樋口久俊

目 次

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景.....	2
(2) 計画策定の趣旨	4
(3) 計画の位置付け	4
2. 計画の概要	5
(1) 計画の期間.....	5
(2) 計画の対象.....	5
(3) 策定体制	5
3. 鹿島市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
(1) 人口・世帯数の動向.....	6
(2) 教育・保育施設の状況.....	9
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	11
(4) ニーズ調査結果の概要.....	17
4. 鹿島市次世代育成支援行動計画の総括	24
5. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題.....	30
(1) 教育・保育施設の充実.....	30
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実.....	30
(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	31
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進.....	32
(5) 安全・安心な子育て環境の充実.....	32
(6) 青少年の健全育成の充実	32
第Ⅱ部 鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方	33
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	36
4. 主要施策の方向	37
(1) 子育て世代への支援	37
(2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進	38
(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備	38
(4) 子育てと社会参加の両立支援	39
(5) 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	41
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	42
第Ⅲ部 事業計画	43
1. 教育・保育提供区域の設定	44
2. 教育・保育の提供体制の確保	45
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	45
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	48
(3) 教育・保育の質の向上	48
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	48
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	49
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	49
(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	60
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	63
(1) 児童虐待防止対策の充実	63
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	64
(3) 障がい児施策の充実	64
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	65
(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し	65
(2) 事業主の取組の促進	65
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	65

6. 計画の推進体制	66
(1) 関係機関等との連携.....	66
(2) 計画の達成状況の点検・評価.....	66
第IV部 資料編	67

第 I 部

序 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市において子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきました。国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 幼児期における質の高い学校教育の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・「幼保連携型認定こども園」を、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

●共通の給付による子ども・子育て支援

- ・幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

●保育の量的確保、質の改善

- ・小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実ををめざします。

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者などが、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置しました。

本市でも、同年9月、新制度の実施に関し、審議を行うための「鹿島市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関わる現状を把握し今後の計画や様々な施策を考える場としました。

(2) 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを生き育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す必要があります。

現在、本市においても、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

そうした状況を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを、地域や社会全体で支えていく環境の整備を目的に、本計画を策定することとしました。

(3) 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即って策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『鹿島市次世代育成支援行動計画後期計画』に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後、子ども・子育てのための支援を、総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『鹿島市総合計画』との整合性を保ちながら、『鹿島市障害者基本計画』『鹿島市高齢者保健福祉計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「鹿島市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め、教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ③ニーズ量に見合う地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等）が計画的に盛り込まれているか
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか

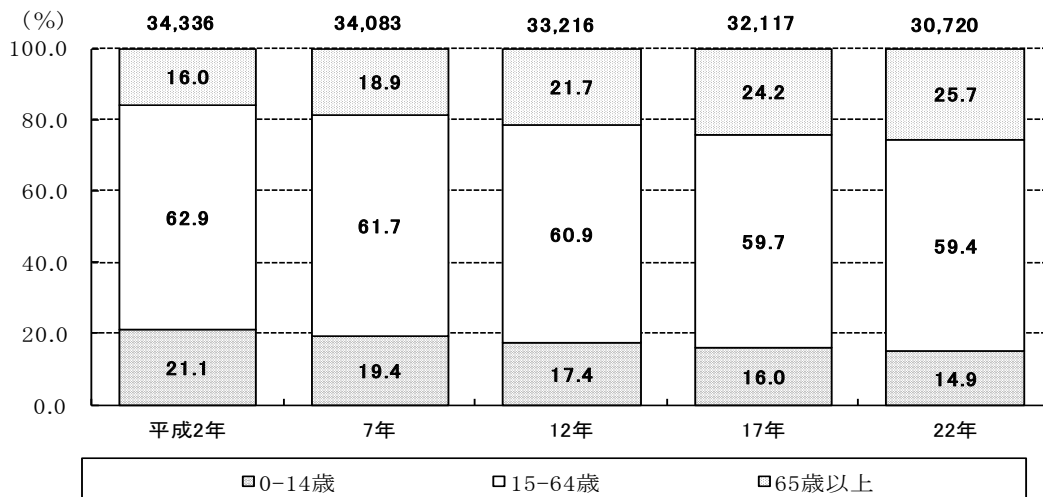
3. 鹿島市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯数の動向

① 総人口・年齢別人口区分の推移

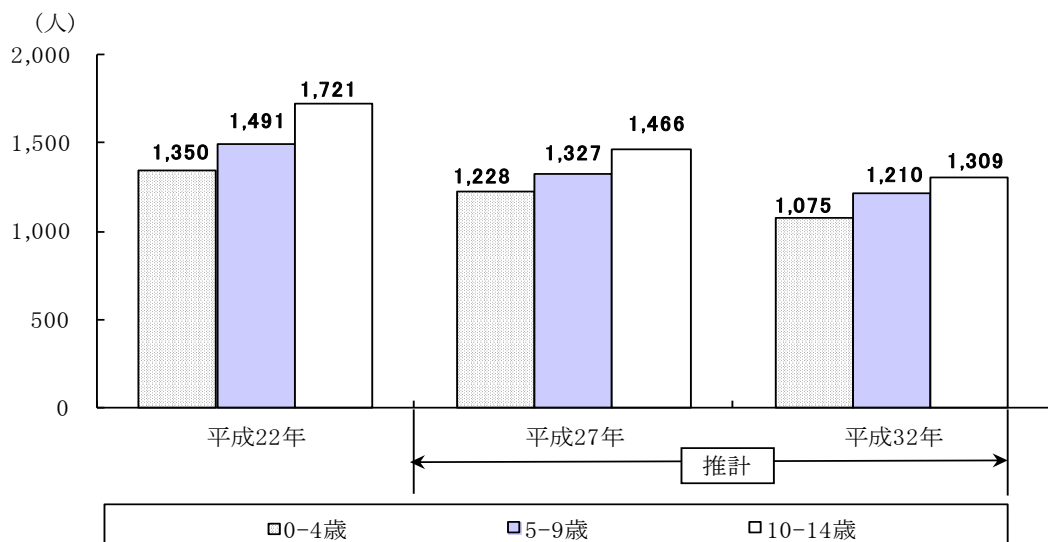
- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口（0-14歳）比率は平成2年の21.1%から平成22年の14.9%まで減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）比率は平成2年の16.0%から平成22年の25.7%まで増加しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの年少人口の平成32年までの推計人口をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、待機児童はいないものの、時間外保育や休日保育など保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取り組みが求められています。

■ 総人口・年齢別人口区分の推移 ■



資料: 国勢調査

■ 年少人口の推移 (0-14歳) ■



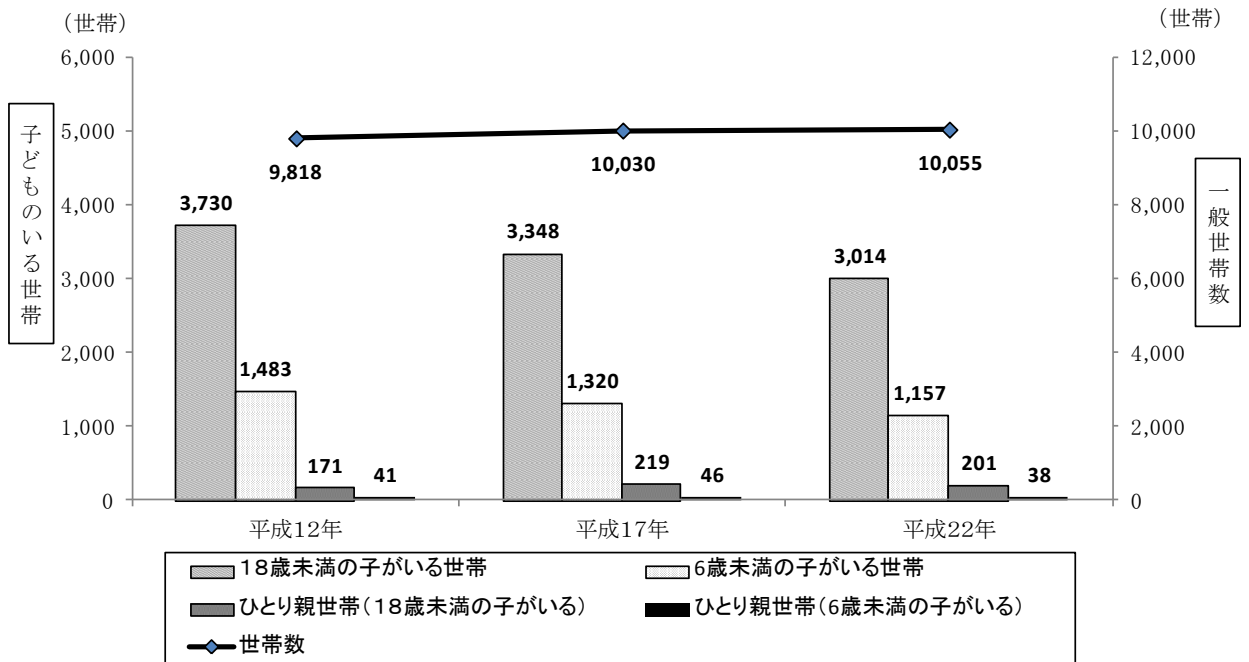
資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

平成22年の世帯数は10,055世帯であり、平成12年と比較して237世帯増加しています。一方、子育て世帯の推移をみると、6歳未満の子がいる世帯、18歳未満の子がいる世帯は、ともに減少しています。また、子どものいる世帯に対するひとり親世帯が占める割合は、年々増加しています。

18歳未満の子がいるひとり親世帯は、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■子育て世帯の推移■

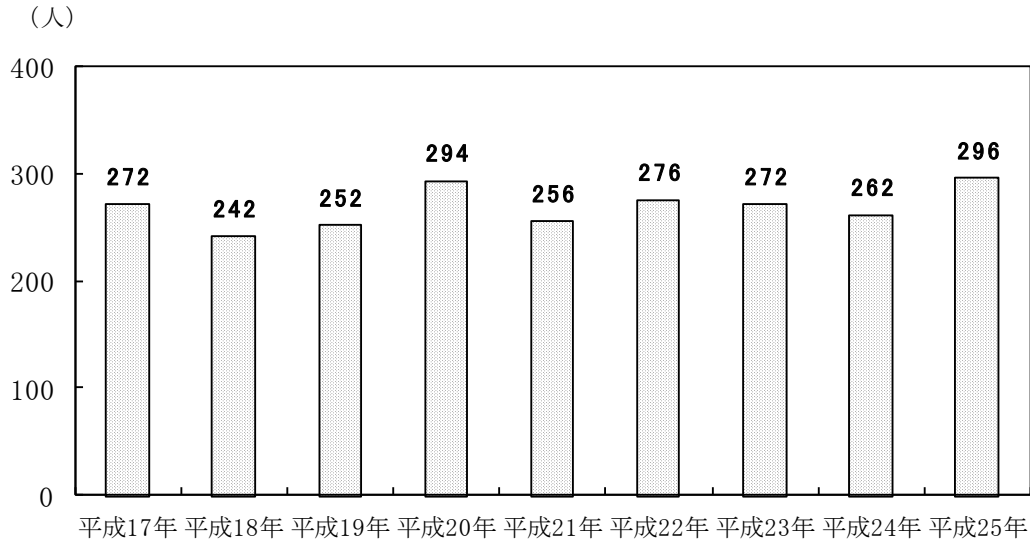


資料：国勢調査

③出生の動向

- 本市における平成17年以降出生数は、常に300人を割り込む状況であり、平成25年出生数は、前年比34人増の296人でした。

■出生数の推移■

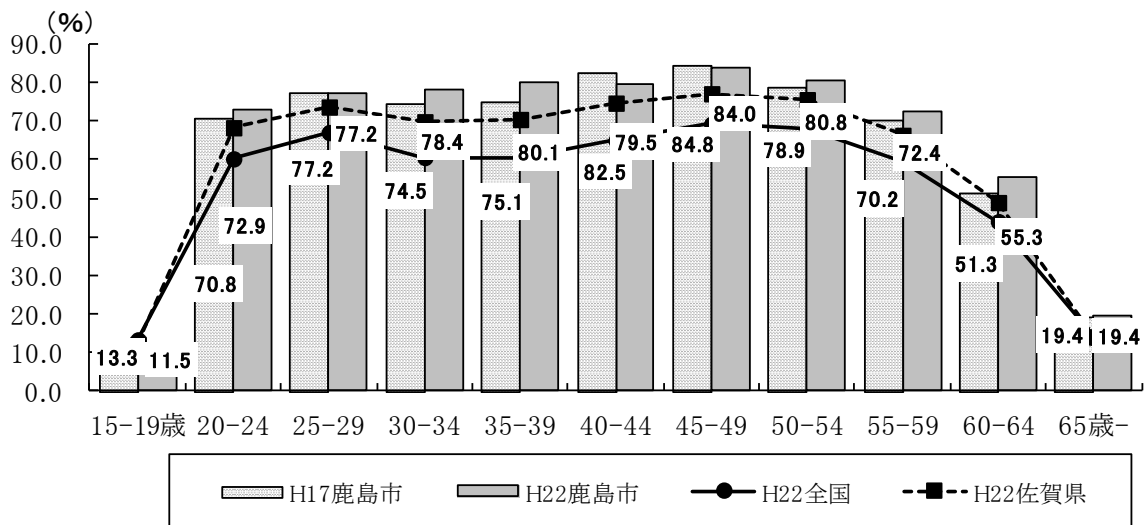


資料:市民課人口動態

④女性の就労の状況

- 女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる20代から30代は、いずれも増加、かつ全国平均を大幅に上回っています。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場の両立支援をより一層すすめられるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



資料:国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①保育所

保育所とは、児童福祉法に基づく『福祉施設』であり、保護者が仕事や病気などのために家庭において保育をすることができない子どもを預かり、保護者に代わって日中に保育することを目的とした施設です。本市には現在、認可保育所が 14 園、認可外保育所（事業所内保育所）が 3 か所あります。

■保育所入所児童数の推移■

(各年 10 月 1 日現在 単位：人)

保育所名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
みどり園	58	56	70	75	78
保育所 めぐみ園	78	69	74	74	82
アソカ保育園	133	121	118	115	105
鹿島保育園	64	69	62	56	53
誕生院保育園	136	147	149	152	162
ことじ保育園	95	108	116	125	130
能古見保育園	49	48	55	51	44
若草保育園	79	87	88	97	104
海童保育園	89	88	100	96	114
共生保育園	66	74	63	59	56
おとなり保育園	20	17	22	24	24
飯田保育園	26	20	27	22	22
旭ヶ岡保育園	132	136	139	143	144
七浦保育園	26	38	44	44	37
総数（計 14 園）	1,051	1,078	1,127	1,133	1,155

■認可外保育所利用児童数の推移■

(各年 9 月 1 日現在 単位：人)

保育所名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	受入児童年齢
織田病院託児所	5	6	6	8	6	0～3 歳
好日の園託児所わかば	3	4	7	6	5	0～学童
別府整形外科託児所ばんび	-	-	-	2	2	0～3 歳
総数（計 3 か所）	8	10	13	16	13	

※別府整形外科託児所については、平成 24 年度途中より開所

②幼稚園

幼稚園とは、学校教育法に基づく『教育施設（学校）』であり、子どもに適切な環境を与え、心身の発達を助長する施設です。本市には現在、2園あります。

■幼稚園入所児童数の推移■

（各年5月1日現在 単位：人）

幼稚園名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
明朗幼稚園	68	71	53	53	57
鹿島カトリック幼稚園	48	44	46	51	48
総数（計2園）	116	115	99	104	105



(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

各事業における現在の取り組み状況は以下のとおりです。

- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、 其他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

①利用者支援事業

現在実施していません。

②地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センターでは、子育て親子の相互交流の場として、子育てサークルを実施しています。また、平成26年10月からは、気軽にいつでも集える場として常設ひろばを開設し、子育て支援を行っています。

実績（延べ人数）

（単位：人）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育てサークル	2,109	1,650	1,212	1,476
子育てひろば	621	416	115	90
子育て相談業務	2,526	2,437	2,465	2,450

③妊婦健康診査

事業内容

妊娠期から出産までで妊婦の体調管理や費用負担軽減を図るため、14回の妊婦健診受診票（補助券）を交付しています。

実績

（単位：人）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	434	434	428	419

④乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健推進員による訪問を実施しており、4ヶ月児健診の受診勧奨や育児に関する不安や悩みの相談に対応する事業です。

実績

（単位：人）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	—	301	255	269

⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業により専門的相談支援が必要と認められた家庭、養育者が子育てに対して強い不安等を抱える家庭及び虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対して市保健師や関係機関による相談支援を行う事業です。

実績

（単位：人）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	—	21	30	33

⑥子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業とは、保護者が仕事や疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって実施施設において一時的に児童を養育することにより、家庭の子育てを支援する事業です。

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

宿泊を伴って養育する。

【夜間養護等（トワイライト）事業】

平日夜間又は休日に不在となる場合に一時的に養育する。

鹿島市の取組状況

【利用対象者】 鹿島市在住の児童

【実施施設】 児童養護施設 済昭園

実績

【子育て短期支援事業延べ利用数】

(単位：人)

施設名	事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童養護施設 済昭園	ショート ステイ	1	1	0	0	0
	トワイライト	8	0	24	74	16

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

現在実施していません。

⑧-1 一時預かり事業

事業内容

一時預かりとは、保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加など、一時的に保育ができなくなった場合に、保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所で保育する事業です。

鹿島市の取組状況

〇市内すべての保育所 14 園で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

利用料金 4時間を超える場合 2,000 円

4時間以内の利用の場合 1,000 円

(保育所によっては給食費の実費分の利用負担があります。)

⑧-2 幼稚園の預かり保育

事業内容

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

幼稚園名	教育（保育）時間	預かり保育時間
明朗幼稚園	7：00～14：15	14：15～18：30
鹿島カトリック幼稚園	8：00～15：00	15：00～個別相談

⑨ 延長保育事業

事業内容

延長保育とは、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

鹿島市の取組状況

市内すべての保育所で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

保育所名	開所時間（延長時間含む）	延長保育時間帯
みどり園	7：00～19：00	18：00～19：00
保育所めぐみ園	7：00～19：00	18：00～19：00
アソカ保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
鹿島保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
誕生院保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
ことじ保育園	7：00～19：30	18：00～19：30
能古見保育園	7：00～18：30	18：00～18：30
若草保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
海童保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
共生保育園	7：30～19：00	18：30～19：00
おとなり保育園	7：00～18：30	18：00～18：30
飯田保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
旭ヶ岡保育園	7：00～19：00	18：00～19：00
七浦保育園	7：00～19：00	18：00～19：00

⑩病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業とは、病児・病後児概ね8歳以下の幼い子どもが病気になり、(病気療養中)回復のために自宅療養が必要で保育所や学校に行けない場合に、仕事を休めない保護者が子どもを安心して預けられるよう医療機関等で保護・看護する事業です。

鹿島市の取組状況

【利用対象者】概ね8歳以下の児童

①樋口医院(嬉野市)

【利用時間】8時30分～17時30分(月～金)

※土曜日は12時まで。日曜日、祝日は除く

【利用料】2,000円/日、食事代500円 半日の場合利用料1,000円

②古賀小児科内科病院(江北町)スマイルルーム

【利用時間】8時00分～18時00分(月～金)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く

【利用料】5時間以上2,000円5時間未満1,000円

実績

【病児・病後児保育事業利用者数】

(単位：人)

病院名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(嬉野市)樋口医院	5	5	1	0
(江北町)古賀小児科内科病院 (スマイルルーム)			3	5

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

事業内容

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(1～3年生)を預かり、豊かな感性と道徳性を養うとともに社会性と自主性を育てることを目的とした事業です。

鹿島市の取組状況

【開設時間】月曜日～金曜日の放課後(概ね14時～18時)

土曜日及び長期休暇中 7時30分～18時

(ただし日祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く)

【指導内容】生命の保持、情緒の安定、遊びなど、児童の健全育成活動

【保護者負担金】月曜日～金曜日利用の場合 児童一人あたり 3,000円

月曜日～土曜日利用の場合 児童一人あたり 4,000円

実績

[平成26年度クラブ状況]

(平成26年11月1日現在)(単位:人)

学校名	クラブ名	実施場所	定員	登録児童数	指導員数
鹿島小	わんぱくクラブ	鹿島小敷地内	80	61	6
明倫小	げんきクラブ	明倫堂	40	44	3
	ほがらかクラブ	ミーティング	45	49	4
		ルーム			
浜小	光の子クラブ	むつごろう荘	16	19	2
古枝小	ひまわりクラブ	余裕教室	39	35	3
北鹿島小	かがやきクラブ	農村婦人の家	42	33	3
能古見小	すぎの子クラブ	余裕教室	39	20	2
浅浦分校	たんぼぼクラブ	浅浦分校余裕教室	10	4	2
七浦小	ゆめっ子クラブ	余裕教室	39	16	2
音成分校	星の子クラブ	余裕教室	15	6	2
合 計			365	287	29

※土曜日利用の登録者数:48人

※音成分校星の子クラブは平成26年度開所。

[放課後児童クラブ入部児童数]

(単位:人)

学校名	クラブ	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
鹿島小	わんぱく	71	73	76	67	61
明倫小	げんき	23	30	30	33	39
	ほがらか	24	37	30	41	43
浜小	光の子	23	14	15	12	18
古枝小	ひまわり	27	31	29	27	34
北鹿島小	かがやき	23	33	26	30	36
能古見小	すぎの子	19	20	22	15	13
浅浦分校	たんぼぼ	—	—	—	—	6
七浦小	ゆめっ子	25	20	21	27	25
合計		235	258	249	252	275

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在実施していません。義務教育を受ける児童・生徒の家庭に対しては、就学援助費の助成や生活保護による教育扶助費の支給を行っています。

⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現在実施していません。

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『鹿島市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	鹿島市に居住する0歳から6歳までの小学校入学前児童の中から抽出	鹿島市に居住する小学 1 年生から 6 年生の中から抽出
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月
4.回収状況	配布数 482 人 回収数 262 人 回収率 54.4%	配布数 518 人 回収数 268 人 回収率 51.7%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

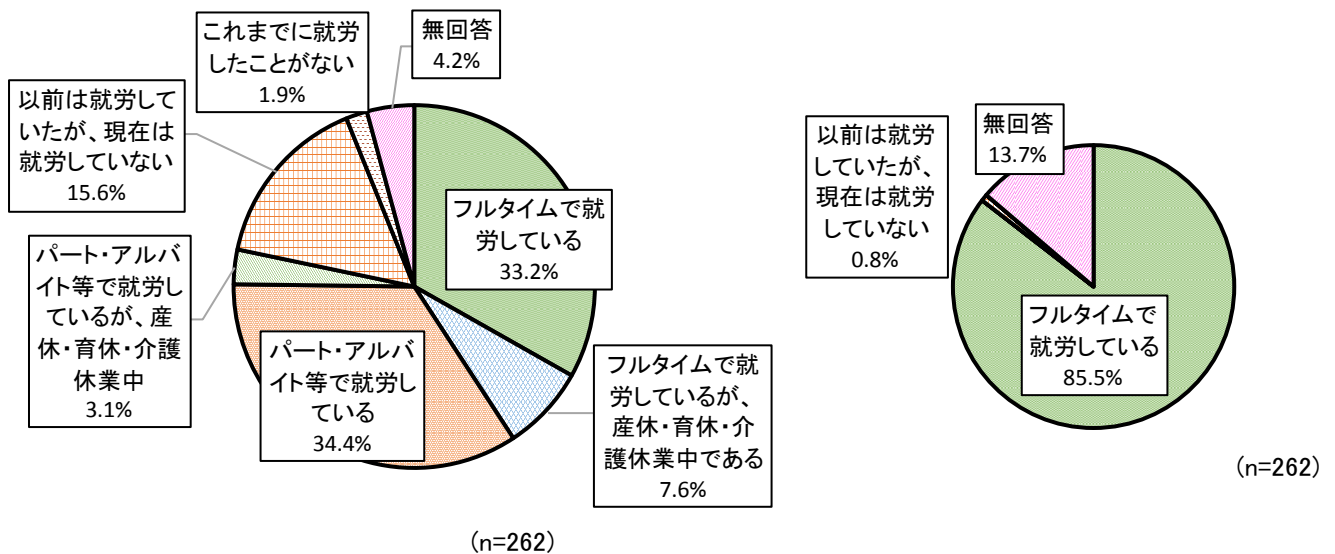
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「パート・アルバイト等で就労している」が34.4%で最も高く、次いで「フルタイムで就労している」が33.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.6%と続いています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が85.5%と大半を占めています。

母親の1週当たりの就労日数は、「5日」が55.1%で最も多く半数以上を占めています。「6日」が26.3%、「4日」が7.8%となっています。父親の1週当たりの就労日数は、「6日」が49.6%で最も多く、次いで「5日」が42.0%となっています。

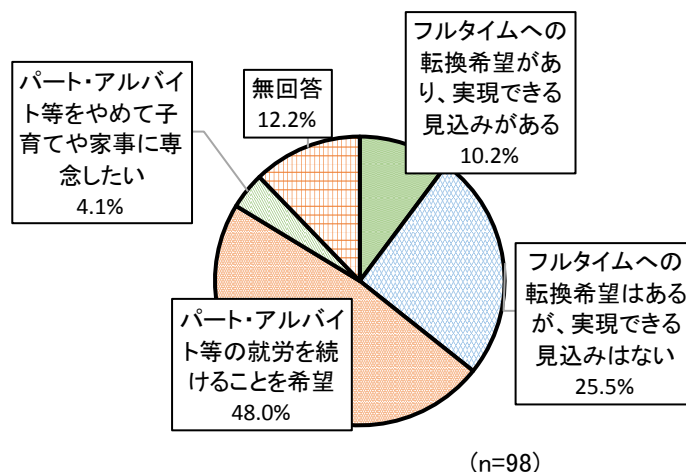
【母親】

【父親】



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が48.0%で最も多くなっています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が10.2%と、全体的なフルタイムへの転換希望の割合は35.7%です。実現できる見込みがあるのはそのうち10.2%と、フルタイムへの転換の実現が厳しい状況がうかがえます。

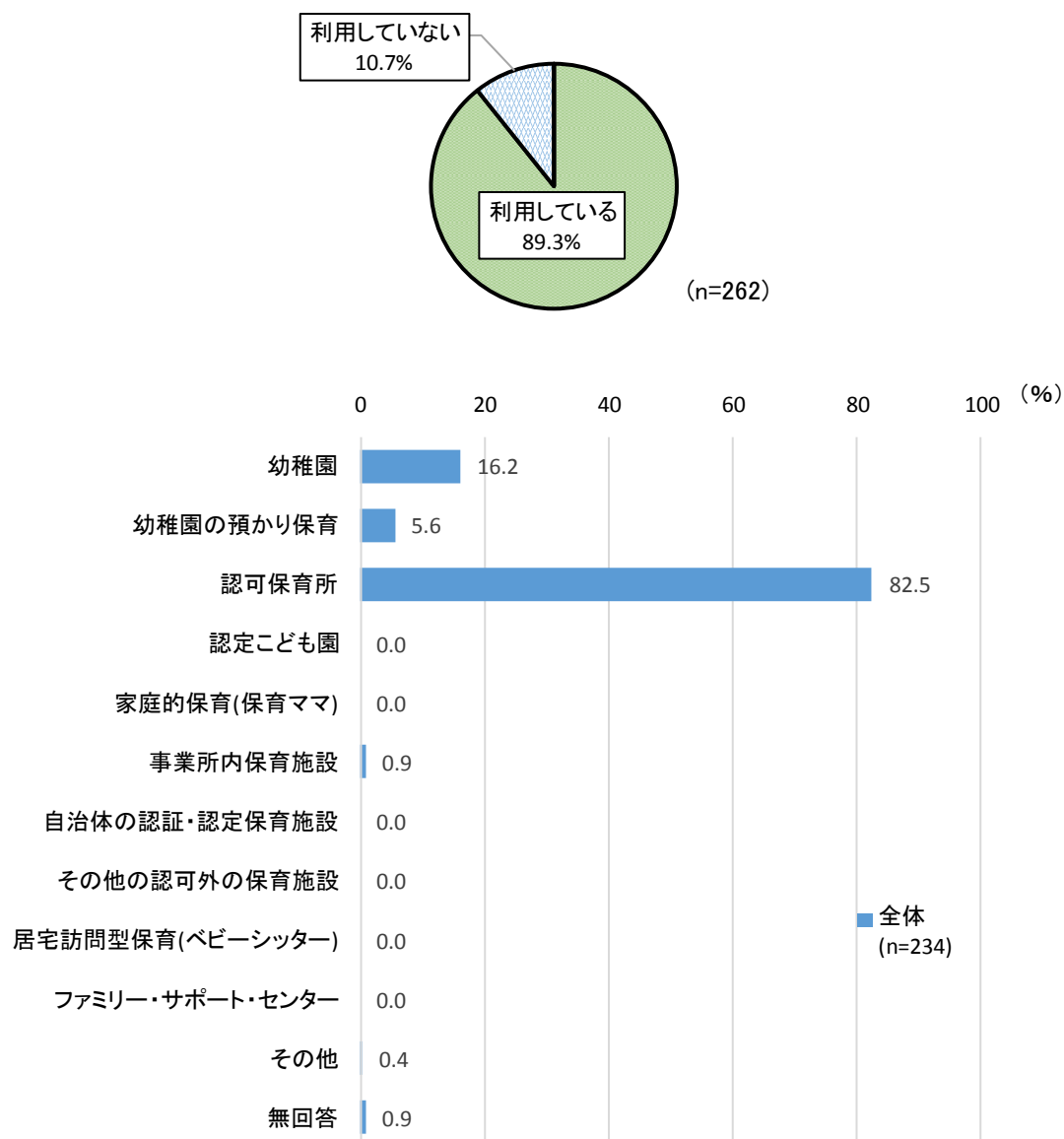


■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向についてみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.6%、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」が50.0%、全体の就労意向は82.6%で、就労意欲は非常に強くなっています。

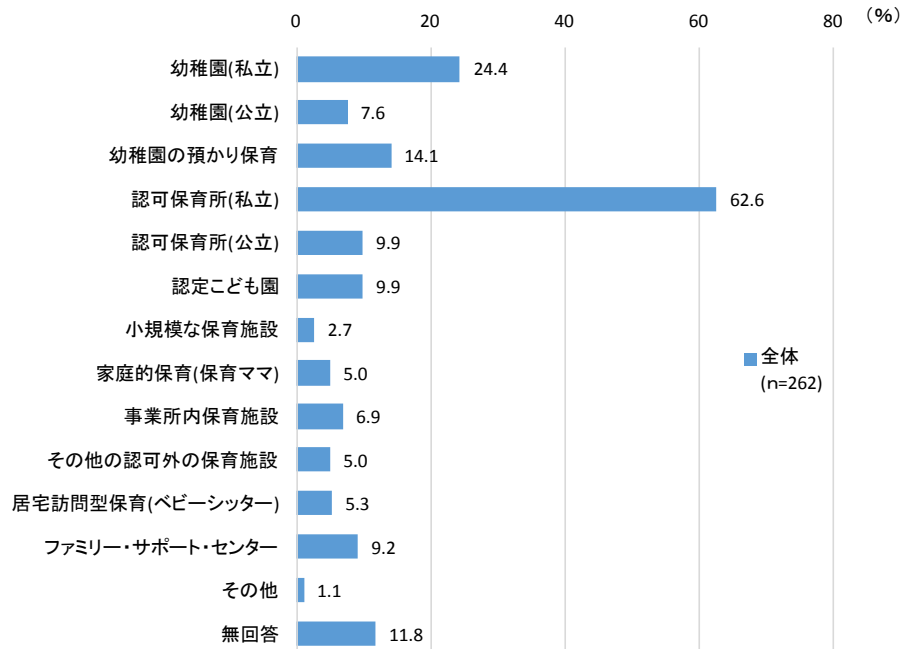
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」人の割合は89.3%となっており、そのうち「認可保育所」を利用している割合が82.5%と最も多く、全体のほとんどを占めています。次いで「幼稚園」が16.2%、「幼稚園の預かり保育」が5.6%と続いており、その他の事業の割合は低率となっています。



■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

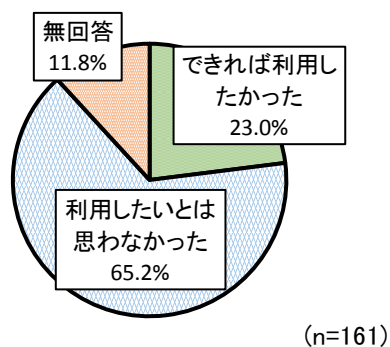
今後定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所(私立)」が62.6%で最も高く、次いで「幼稚園(私立)」が24.4%となっています。利用したい場所は、ほとんどの事業において、「鹿島市内」が8割以上を占めています。



■病児・病後児保育の利用希望

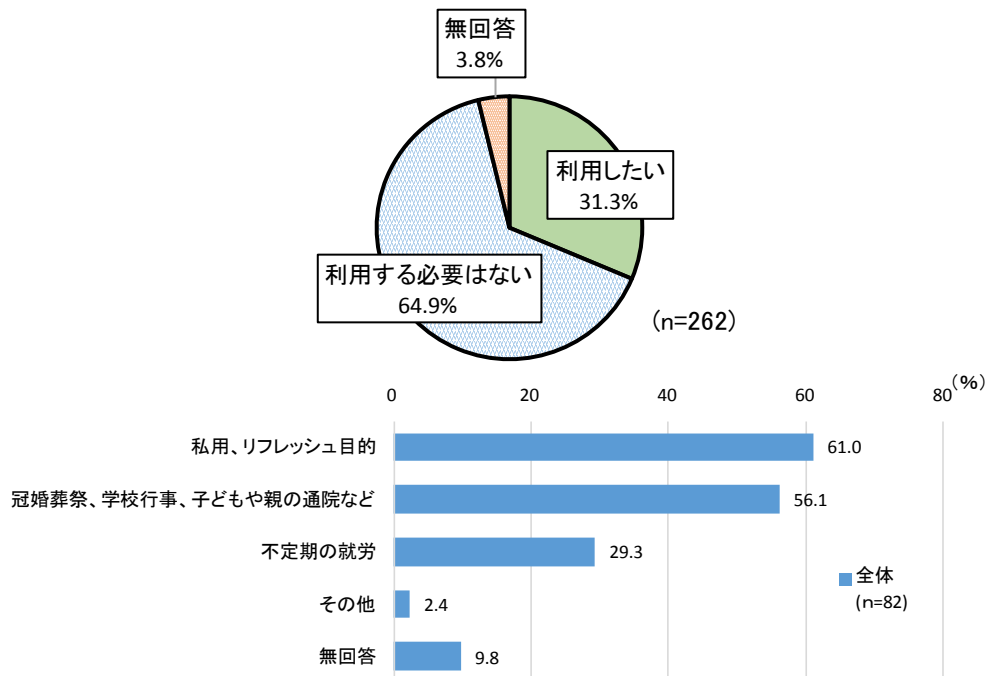
父親または母親が休んで対処した人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」と思った人の割合は23.0%となっています。

利用意向を持つ人たちに対して、認知度を高め利用手続きなどを周知させ、実際の利用につなげていく必要があります。



■一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要についてみると、「利用したい」が31.3%となっており、その利用目的は「私用、リフレッシュ目的」が61.0%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が56.1%となっています。

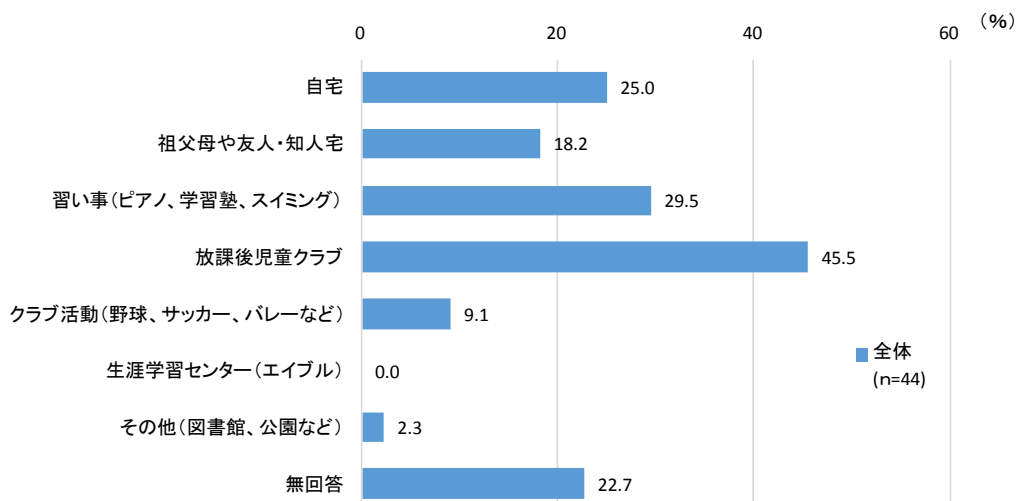


■放課後児童クラブの利用意向

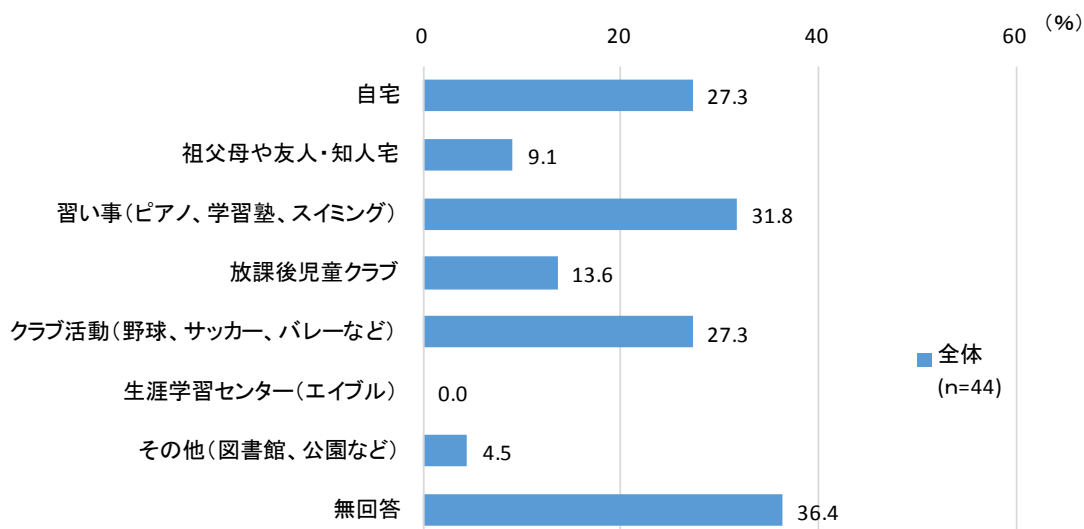
【低学年】の時は、「放課後児童クラブ」が45.5%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」が29.5%、「自宅」が25.0%と続いています。また放課後児童クラブの利用希望日数は、「5日」が50.0%で全体の半数を占めています。

【高学年】の時は、「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」が31.8%で最も高く、次いで「自宅」と「クラブ活動（野球、サッカー、バレーなど）」が27.3%、「放課後児童クラブ」が13.6%となっています。またその利用希望日数は、「5日」が83.3%を占めています。

【低学年】（1～3年生）



【高学年】（4～6年生）

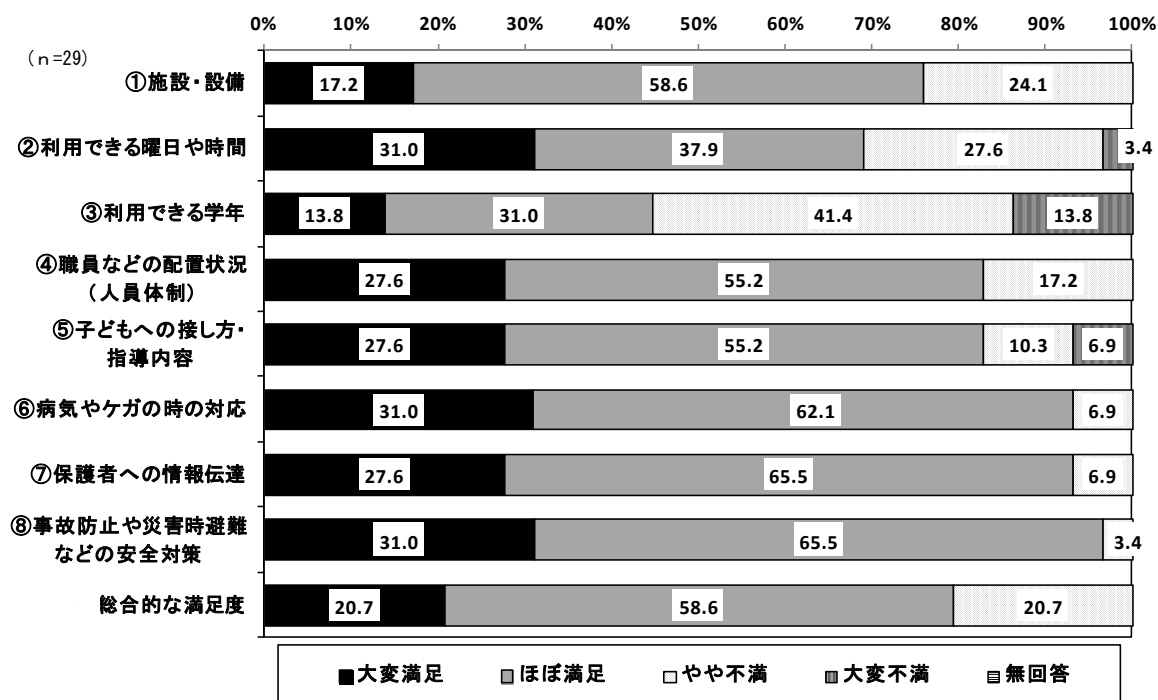


③小学生

■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブに対する満足度について、「大変満足」「ほぼ満足」を含めた割合が最も高かったのは「⑧事故防止や災害時避難などの安全対策」が96.5%、「⑥病気やケガの時の対応」と「⑦保護者への情報伝達」が93.1%と9割以上の満足度となっています。

一方、「やや不満」「大変不満」を含めた割合がほかの項目よりも高めとなっているのは、「③利用できる学年」が55.2%、「②利用できる曜日や時間」が31.0%となっており、利用できる学年や、曜日・時間等利用の拡大に関するニーズがうかがえます。総合的な満足度としては79.3%となっています。

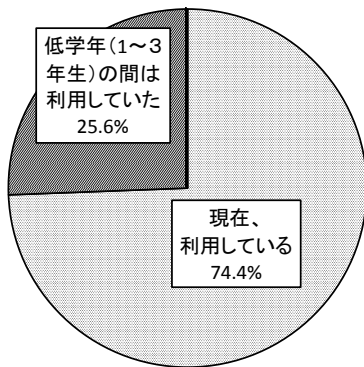


■放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの利用状況を見ると、平日は74.4%で、週当たりの利用日数は「5日」の64.1%が最も高くなっています。土曜日は10.3%と低めですが、長期の休暇期間中は74.4%となっており、長期休暇期間中は、平日の利用割合と同様に7割以上が利用しています。

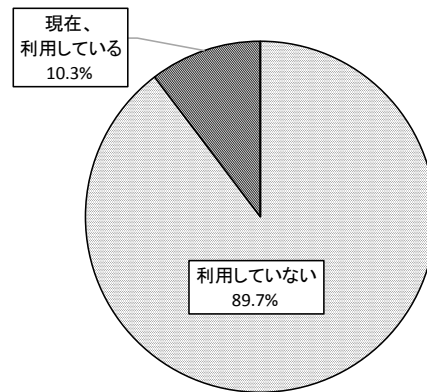
【利用状況】

(1) 平日



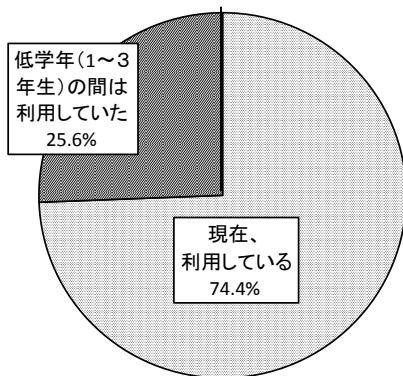
(n=39)

(2) 土曜日



(n=39)

(3) 夏休み・冬休みなど長期休暇中



(n=39)

4. 鹿島市次世代育成支援行動計画の総括

「鹿島市次世代育成支援後期行動計画」の進捗状況を踏まえた、現「次世代育成支援行動計画」の評価は以下のとおりです。

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量
子育て支援環境の整備 ・子育て支援センターの充実 ・関係機関・施設との連携強化 ・広報・PRの強化 ・マンパワーの確保・育成 ・計画推進のための組織づくり ・余裕空間等の活用	(1) 子育てに関する相談・援助体制の整備	①子育て支援センター・つどいの広場の事業の充実	地域子育て支援センター事業（地域子育て拠点事業（センター型））	1か所	1か所	1か所（つどいの広場事業開始以降も継続）
			つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））	0か所（出張子育てひろば4か所）	0か所（出張子育てひろば4か所）	1か所（実施時期は今後検討）→H26年度中途から実施
		②関係機関・施設との連携強化	要保護児童対策事業	提供中	提供中	協議会設置
		③広報・PRの強化	鹿島市子育て応援マップの作成及び子育てに関する情報の提供	掲載中	掲載中	子育て応援マップの作成
			広報・PRの強化	掲載中	掲載中	市報・ホームページの活用
		④マンパワーの確保・育成	子育てボランティア募集・登録・養成	実施（子育て支援センター）	実施（子育て支援センター）	事業実施
			子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）のサポーターの養成・配置	実施（子育て支援センターで暫定実施）	実施（子育て支援センターで暫定実施）	子育てサポートセンターの設置に伴い実施
			地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用	実施	実施	活躍の場の提供検討
		⑤計画推進のための組織づくり	行政、民間サークル等の事業について評価し意見交換する場の設置	設置	設置	鹿島市次世代育成支援地域協議会の設置
		⑥余裕空間等の活用	余裕空間の活用	実施（放課後児童クラブ）	実施（放課後児童クラブ）	余裕空間の提供検討

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量
1. 誰もが安心して子育てができる環境づくり	(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減	①経済的支援の充実	子どもを産み育てられる経済基盤の充実（就業の場の確保）	取り組み	取り組み	企業誘致等の取り組み
			子どもの医療費の支援	小学生までの医療費の全額助成と中学生の入院に係る医療費の全額助成（個人負担金を除く）	小学生までの医療費の全額助成と中学生の入院に係る医療費の全額助成（個人負担金を除く）	継続実施(今後対象範囲を検討)
		②出産祝い金支給制度の検討		未検討	未検討	検討
		③ひとり親家庭等の医療費等の支援	ひとり親家庭等の医療費の支援	実施	実施	継続実施
			ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	実施	実施	継続実施
	(3) 母子保健・医療体制の充実	①妊産婦・乳幼児の健康づくりへの支援	妊娠期からの支援の充実	実施	実施	継続実施
			乳幼児への支援の充実	実施	実施	事業の継続 乳幼児健診の100%受診
		②乳幼児の保護者への支援	母子保健推進員活動の充実	実施	実施	継続実施
			地域における食に関する学習の機会の充実	実施	実施	継続実施
		③医療体制の充実	医療体制の充実	実施	実施	継続実施
		④乳児全戸訪問事業	乳児全戸訪問事業	実施	実施	継続実施 全戸訪問
		⑤養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	実施	実施	継続実施

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量
Ⅰ. 誰もが安心して子育てができる環境づくり	(4) 障がいのある子どもへの支援	①障がい者福祉計画の推進	障がい者福祉計画の推進	障がい福祉計画見直し	推進	具体的な施策の実施
		②障がい児への支援の強化	障がいのある子どものための教育相談推進事業	実施	実施	継続実施
			障がい児の保育所及び幼稚園の受け入れ事業	実施	実施	継続実施
			放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	鹿島市 6人 うれしの特別支援学校 10人	鹿島市 3人 うれしの特別支援学校 8人	1人(必要量)
		③「すこやか教室」の支援・拡充	「すこやか教室」の運営	実施	実施	継続実施
		④発達障がい児への支援	発達障がい児への支援	実施	実施	継続実施

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量
Ⅱ. みんなで子育てを支えよう環境づくり	(1) 多様化する保育需要への対応	①保育所・幼稚園の特色化の推進	通常保育事業	1, 131人	1, 174人	1,033 人 (H23以降 10月時点)
			保育所の施設設備整備	14保育所	14保育所	14保育所
			幼稚園の運営支援	未検討 運営補助金支援	未検討 運営補助金支援	強化方法検討
			事業所内保育所等の運営支援	指導助言支援	指導助言支援	指導助言支援
			幼稚園の預かり保育	実施	実施	継続実施
		②休日・夜間保育の検討	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	2人0か所 利用 74人	2人0か所 利用 16人	3人0か所 (必要量)
			休日保育事業	0人0か所	0人0か所	0人0か所
			夜間保育事業	0人0か所	0人0か所	0人0か所
		③延長保育、一時・緊急保育事業の充実	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・派遣型)	0人0か所	0人0か所	0人0か所
			乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・施設型)	2人0か所	2人0か所 利用 16人	40人1か所 (必要量)
			子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	2人0か所 利用なし	2人0か所 利用なし	1人0か所 (必要量)

	③延長保育、一時・緊急保育事業の充実	一時預かり事業	228人	132人	60人14か所(必要量、H23以降10月時点)
		特定保育事業	0人0か所	0人0か所	0人0か所
		延長保育事業	96人	98人	170人(必要量、H23以降10月時点)
	④在宅保育事業の充実宅保育事	地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業(センター型))【再掲】	1か所	1か所	1か所(つどいの広場事業開始以降も継続)
		つどいの広場事業(地域子育て支援拠点事業(ひろば型))【再掲】	0か所(出張子育てひろば4か所)	0か所(出張子育てひろば4か所)	1か所
		子育てサポートセンター(ファミリー・サポート・センター)事業【再掲】	0か所(子育て支援センターで暫定実施)	0か所(子育て支援センターで暫定実施)	1か所
		家庭的保育事業	未実施	未実施	ニーズ発生時に検討
	⑤低学年児童への支援	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区で設置 ・合計9クラブ ・年間292日開設(土曜日開設) ・約250名 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区で設置 ・合計10クラブ ・年間292日開設(土曜日開設) ・約260名 	<ul style="list-style-type: none"> 9か所 250人(平成26年度から→11か所300人) ・平成19年度から9か所・長期休業中の全日開所 ・平成22年度から1か所土曜日開所 ・平成26年度から11か所・長期休業中の全日開所
		学校週5日制対策事業	実施	実施	継続実施

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量
H. みんなで子育てを支えあう環境づくり	(2) ゆとり、ふれあいの教育の推進	①ゆとりある学習環境の整備	学校評議員の設置推進	実施	実施	継続実施
			親子による交流・自然体験学習等の生涯学習事業の開催	実施	実施	9 事業 参加者 800 人
		②行政と教育機関との連携強化	教育委員会・学校・保護者との定期的な懇談会の開催	各学校で実施	各学校で実施	継続実施
		③幼保小連携教育の強化・充実	幼保小連携教育の強化・充実	実施	実施	継続実施
	(3) 男女共同参画の推進	①男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画の推進	事業実施	事業実施	事業推進
		(4) 子育てと仕事の両立のための雇用の推進	①育児休業制度・介護休業制度の周知・推進	事業主等の子育て支援に関する意識改革	未実施	未実施
	②雇用環境整備のための啓発		事業主等の子育て支援に関する意識改革【再掲】	未実施	未実施	一般事業主行動計画策定支援
	(5) 家庭教育の充実	①子育てに関する情報提供の充実	巡回相談等の教育相談窓口の設置および家庭生活指導	実施	実施	継続実施
			保育所や幼稚園への講師派遣	要請なし	要請なし	積極的に派遣
		②親としての意識の啓発	巡回相談等の教育相談窓口の設置および家庭生活指導【再掲】	実施	実施	継続実施
			保育所や幼稚園への講師派遣【再掲】	要請なし	実施 要請あり	要請に応じ派遣
			子育てに関する情報の提供【再掲】	提供中	提供中	パンフレット作成提供
		③地域スポーツ環境の整備	総合型スポーツクラブの整備	継続実施	継続実施	継続実施

大項目	中項目	小項目	事業名等	平成 24 年度現状	平成 25 年度現状	目標事業量	
目. 健やかな子どもが育つ環境づくり	(1) 子育てに適した生活環境の整備	①安全な生活環境の整備	子ども等の安全の確保	実施	実施	継続実施	
			良質な住宅の確保	未実施	未実施	整備推進	
			子育て世代向け住宅の供給支援	未実施	未実施	事業推進	
			子育て世代にやさしいトイレ等の整備	実施	実施	整備推進	
			チャイルドシートの正しい使用の徹底	実施	実施	普及啓発推進	
		②安心して遊べる場所の確保	公園の整備	—	—	安全で使いやすい公園の実現を目指す	
			雨の日に利用できる遊び場の設置	特になし	特になし	つどいの広場設置と合わせて検討	
			放課後子ども教室推進事業	実施	実施	実施検討	
		③児童虐待の防止 (要保護児童対策の強化)	家庭相談室の運営	1か所	1か所	1か所	
			要保護児童対策事業【再掲】	設置	設置	協議会設置	
			スクールソーシャルワーカー活用事業	実施	実施	事業継続	
			主任児童委員との連携	実施	実施	実施継続	
			養育支援訪問事業【再掲】	実施	実施	実施継続	
			被害にあった子どもの保護の推進	実績無し	実績無し	推進実施	
		(2) 地域活動の充実・強化	①子育て支援ネットワークの強化・推進	地域子育て支援センター事業【再掲】	実施	実施	1か所(つどいの広場事業開始以降も継続)
				子育てサポートセンター事業【再掲】	0か所	0か所	1か所(実施時期は今後検討)
				子育てサポートセンターのサポーターの育成・配置【再掲】	実施 (子育て支援センターで暫定実施)	実施 (子育て支援センターで暫定実施)	子育てサポートセンターの設置に伴い実施
			②世代間交流の推進	中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	2か所 14名	2か所 4名	4か所 20人程度
	地域や家庭での子育てにおける高齢者世代の活用【再掲】			実施	実施	活躍の場の提供検討	
	③広報・PRの強化		広報・PRの強化	特になし	特になし	広報・PR強化	

5. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は、「認可保育所」が圧倒的に多く、今後の利用希望では、「認可保育所」、「幼稚園」のニーズが多くなっています。

また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。

そのため、既存の施設における設備の充実、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合うだけの人材の確保も大きな課題となっています。

併せて、個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のため、設備の充実や専門の人材の確保等も課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育事業は鹿島市内の全保育所（14 か所）で実施していますが、施設によっては保育時間のさらなる延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。
- 病児・病後児保育事業や一時預かり事業に対する就学前保護者のニーズは3割前後と、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズ量に見合った事業内容の充実を図る必要があります。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらに緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め、一層の充実が必要です。
- 「地域子育て支援センター」については、利用者が限定されるとはいえ、就学前児童を持つ保護者の現在の利用状況は7.6%と低く、引き続き事業のPR活動を行う必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）については、平成26年11月1日現在、放課後児童クラブの登録児童数は287名（障がい児2名）であり、平成21年度より、50名程度増加しました。

こうした需要と利用学年の拡充に対応し、希望するすべての児童が利用できるよう放課後児童クラブの整備推進が必要になります。また、今後のニーズへの的確な対応を図るため、保育審査基準に基づいた適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、発達障がい児等配慮を要する児童の増加に伴い、資格ある指導員の確保も必要です。さらには、放課後や週末に、学校や余裕教室や公民館等を活用して、子どもの安心・安全な居場所を提供し、地域で見守る等様々な受け入れ体制づくりも検討する必要があります。

- 保護者が気軽に相談できる窓口としては、「地域子育て支援センター」のほか、「赤ちゃん相談・2カ月児相談」、「家庭相談室」等があります。ただ、ニーズ調査結果によると、

就学前保護者の利用経験をみると「赤ちゃん相談・2カ月児相談」は51.5%で半数を超えているものの、「家庭相談室」は0.8%と低い割合となっています。また、妊娠前から妊婦の段階、出産から子育ての段階に生じる子育ての悩みを、気軽に相談できる環境を整えるため、これら相談窓口の周知徹底を図ります。さらに、各相談窓口が相互に連携しやすいよう、コーディネーターを設置するなど、それぞれの段階に応じた相談内容を把握しながら、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。

- 併せて、不妊治療に対する補助の周知や、例えば、子どもが4人以上の多子世帯に対する経済的支援なども検討する必要があります。
- 各種子育て情報等の発信については、従来のホームページやパンフレット等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用も視野に入れる必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、犯罪や事故を未然に防いで子どもたちを守るためには、地域での見守りや気づき等、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要となっています。
- 身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士で気軽な相談や情報交換等ができるよう、特に母親同士が集まれる場やイベント等を設け、同時に母親のリフレッシュ・ストレス発散の機会をつくることが求められています。
- 併せて、個々の活動だけではなく市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA・育友会、家庭などがスムーズな連携を取り、市全体で子どもたちを支援することが求められています。

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 児童虐待防止対策の取り組みである「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク事業」「乳児家庭全戸訪問事業」等は大変重要です。また「児童虐待」については身近な社会問題として捉えられており、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材確保等の面で充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭等については、「児童扶養手当支給」「ひとり親家庭等の医療費の助成」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を目的とした健診の実施、発達障がい児の早期治療を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 30.7%、父親利用 0.4%と、母親の利用経験者は約 3 割となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 子育てをしながら就労する人の増加に伴い、各企業に対して、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取り組みが求められています。女性の社会進出に伴って、子どもが保育所で過ごす時間が長くなる傾向にあり、子どもの健全育成のためには、「ワーク・ライフ・バランス」の実現により、家庭において子どもと過ごす時間をしっかりと確保することが重要となっています。
- 家庭での教育力向上のため、また、父親の育児参加を推進するために、各イベントや講座を設け、保護者自身の質の向上を目指す支援についても充実を図る必要があります。

(5) 安全・安心な子育て環境の充実

- 安全・安心な子育て環境において、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取り組みであり、現在、実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい交通環境の整備など事業の充実を図る必要があります。

(6) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。



第II部

鹿島市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「鹿島市次世代育成支援対策後期行動計画」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下は、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理しました。

- ◆本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生き育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点 等々

基本理念

～あの子どもこの子ども鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のよう
に設定します。

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子どもの健全な成長を支援する。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくり

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切である。
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくり

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的にかかわれる環境整備

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また、家庭においては、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援として保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

4. 主要施策の方向

第Ⅲ部で示す子ども・子育て支援新制度にもとづく事業も、個別の施策として位置付けるとともに、平成22年度から26年度まで行ってきた「鹿島市次世代育成支援後期行動計画」を踏まえた、事業計画全体の主要施策の今後のあり方を具体的に示します。

(1) 子育て世代への支援

①子育て支援サービスの充実【福祉事務所】

本市では、地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や情報提供のほか、子育てサークルの活動支援を実施し、子育て支援のさらなる充実を目指しています。

今後とも、地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置付け、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続し、併せて高齢者等も含めた多世代間の交流の場づくりを推進します。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動や母子保健推進員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

②経済的支援の充実【福祉事務所】【保険健康課】【商工観光課】

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環でもある不妊治療に係わる費用の一部助成や妊婦健康診査費用の一部助成の継続や多子世帯への経済的支援等の充実に努めます。子どもを生み育てられる経済基盤としての就業の場の確保は、次世代育成支援に関わらず、市としての重要課題であることから、市内への進出企業に対する奨励措置、企業誘致の促進等、継続して就業の場の確保に努めていきます。

③相談体制、情報提供の充実【福祉事務所】【保険健康課】

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦の間は、出産後の生活スタイルが具体的にイメージできず、地域子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安感を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めることができるような支援を図ります。

さらに、既存のパンフレット等による情報提供や子育てメルマガの配信のほか、スマート

フォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討していきます。

(2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の整備【保険健康課】

子どもを生み、健やかに安心して育てるため、そして生涯にわたる健康維持のために、母子保健・妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保は欠かせないものです。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査受診票（補助券）の交付やマタニティスクール等により、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親に対する支援を行います。

②親子の健康の確保【保険健康課】

健やかな子どもの成長と、母親が安心して子育てができる環境整備のために、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣を確立するための健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳児健診、1歳6カ月および3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。

③食育の推進【保険健康課】

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけでなく、規則正しい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。また、食事の時間は、家族間の交流のためにも大切な時間です。そのことを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、母性の健康の確保を図るためにも、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象に食に関する情報の提供に努めます。

(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

①学校における教育環境の整備【教育総務課】

子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育成するために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視していきます。

さらに、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や社会的自立・職業

的自立に必要な意欲・態度や能力を育てることを目指した「キャリア教育」の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題等に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを強化し、子どもの心の問題に寄り添った対応をしていきます。

さらに、子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図ります。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高め、地域とともにある学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進め、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上【福祉事務所】【教育総務課】【生涯学習課】

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。基本的な生活習慣をはじめ、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【保険健康課】【教育総務課】

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しており、スマートフォン等の長時間使用による生活リズムの乱れ、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるような知識の形成と子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めできる環境づくりに努めます。

また、丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促し、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

(4) 子育てと社会参加の両立支援

①就業環境の整備【人権・同和対策課】

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組みが、子育て支援策の柱として求められています。

そのため、職場優先の意識を解消し、働き方の見直しを進めて、家族との時間を確保できるような職場環境づくりに継続して取り組みます。

そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けて、企業を含めた関係機関での取り組みを継続して進めます。

②保育サービスの充実【福祉事務所】【教育総務課】

就労形態の多様化等、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、内容の充実に努めます。

また、幼児・児童の食物アレルギーに対応するため、設備充実や専門的な人材の確保（研修機会の情報提供）などを検討します。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【福祉事務所】

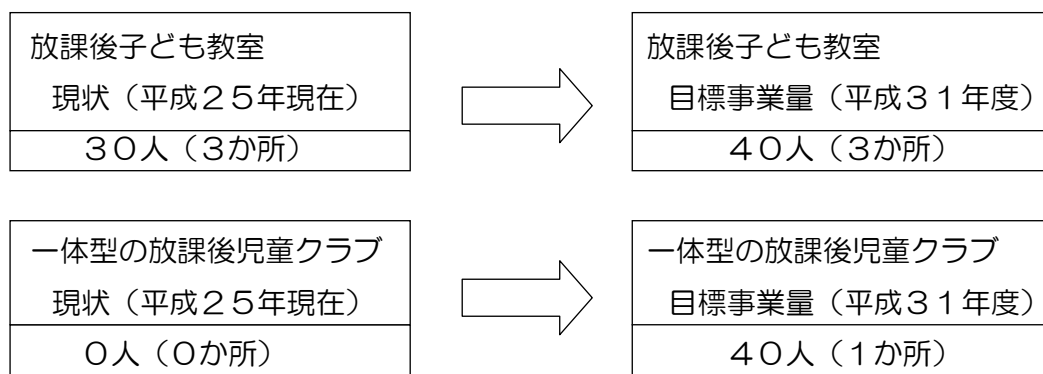
本市では、保護者が日中就労等のため自宅にいない家庭の小学生を、授業の終了後に預かる適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。入部基準に基づいた適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、利用児童の拡充に伴う放課後児童クラブの施設整備や指導員の確保を図ります。小学校・幼稚園等などの活用、開所時間の延長に係る取り組みや地域の高齢者の活用等、効果的・効率的な取り組みを検討していきます。

④放課後子ども教室推進事業の充実【生涯学習課】

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に、「ヒカルの碁鹿島スクール」や「体育館開放」などの放課後子ども教室を、引き続き実施します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、又は連携して実施する「放課後子ども総合プラン」については、小学校等の余裕教室の活用を検討し、共通プログラムの企画を行い、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の安全管理員が連携し取り組むことを検討していきます。



(5) 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実【福祉事務所】

報道が伝える児童虐待は、全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携により、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等、きめ細やかな対応を一層充実します。

さらに、社会的養護については、里親による家庭的養育や養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアにも配慮していくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援【福祉事務所】

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援【福祉事務所】【保険健康課】【教育総務課】

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体で障がい児を温かく見守りながら社会生活を共にするために、障がい児の健全な発達を支援し、「鹿島市障害福祉計画」に基づく居宅介護、短期入所、児童発達支援等のサービス等の充実を図り、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成【福祉事務所】

家族とのふれあいや交流の中で身についた知識は、学校教育ではなしえないことです。昨今の社会構造の変化に伴い、地域を含め、人とのふれあいの機会が減っている子どもたちに、基本的な生活習慣を伝えていくための取り組みが必要となっています。

そのために、子どもにかかわるボランティアや関係団体等の人材の養成を図り、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、地域とともにある学校づくりに努めます。

②子どもの安全の確保【総務課】

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備【総務課】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとっては大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るための地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備【都市建設課】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない箇所もあります。安全性の確保やまちづくりの観点に立って、道路を新設または改良する際には、バリアフリー化など歩行者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

第III部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定案	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援します。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を二ーズ調査の本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
1号認定	（幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定	（認定こども園及び保育所） <共働き家庭>	3～5歳
3号認定	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭>	0～2歳

②需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		39人	54人	719人	454人	203人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	40人	60人	673人	438人	200人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	2人	1人
	合計②	40人	60人	673人	440人	201人
②－①＝		1人	6人	△46人	△14人	△2人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		38人	64人	712人	442人	198人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	38人	62人	673人	438人	200人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	2人	1人
	合計②	38人	62人	673人	440人	201人
②－①＝		0人	△2人	△39人	△2人	3人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		37人	61人	702人	436人	192人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	39人	61人	702人	428人	190人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	8人	5人
	合計②	39人	61人	702人	436人	195人
②－①＝		2人	0人	0人	0人	3人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		37人	59人	688人	426人	190人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	40人	60人	702人	428人	190人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	8人	5人
	合計②	40人	60人	702人	436人	195人
②-①=		3人	1人	14人	10人	5人

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		36人	57人	675人	417人	185人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	40人	60人	702人	428人	190人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	8人	5人
	合計②	40人	60人	702人	436人	195人
②-①=		4人	3人	27人	19人	10人

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもつ施設です。現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため、子どもの送迎や保護者の通勤にも配慮し、適正に配置します。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

今後も引き続き、市内幼保小連絡協議会を開催し、幼保小連携教育の強化・充実に努めていきます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行っていきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

地域子ども・子育て支援事業	対象年齢
①利用者支援事業【新規】	0～5歳 小学1～6年生
②地域子育て支援拠点事業	0～2歳
③妊婦健康診査	妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	0歳児
⑤養育支援訪問事業、 其他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	0～18歳(訪問による養育支援が必要な家庭等を含む)
⑥子育て短期支援事業	0～18歳
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小学1～6年生
⑧一時預かり事業 ◆幼稚園の在園児を対象とした一時預かり ◆その他	3～5歳 0～5歳
⑨延長保育事業	0～5歳
⑩病児・病後児保育事業	0～5歳 小学1～6年生
⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学1～6年生
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	0～5歳
⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等をするとともに、関係機関との連絡調整等を図る事業。利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネーションを行うため、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置します。

需要量と確保の方策

市全域を対象として地域子育て支援センターに利用者支援専門員を配置します。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11,856 人日	11,616 人日	11,388 人日	11,124 人日	10,872 人日
②確保方策	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日
②-①=	12,144 人日	12,384 人日	12,612 人日	12,876 人日	13,128 人日



③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象年齢

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	420 人	420 人	420 人	420 人	420 人
②確保方策	420 人	420 人	420 人	420 人	420 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保します。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	290 人	290 人	290 人	290 人	290 人
②確保方策	290 人	290 人	290 人	290 人	290 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象年齢

—

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	35 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②確保方策	35 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対象年齢

0歳児～18歳

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

他市町に受入体制があります。現状を維持することにより、供給確保を継続します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

対象年齢

0歳児～5歳児 小学校1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

当面の実施の予定はありませんが、今後はサポーター人材養成及び登録を検討していきます。

⑧-1一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

事業概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、一時的に保育ができなくなった保護者に代わって希望者を教育（保育）する事業です。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日
②確保方策	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日	1,862 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

保育ニーズに対して、現状を維持することにより、供給確保を継続します。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定

事業概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、共働きなどにより保育ができない保護者に代わって常態的に希望者を教育（保育）する事業です。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	22,176 人日	24,910 人日	24,115 人日	23,585 人日	23,055 人日
②確保方策	24,910 人日	24,910 人日	24,910 人日	24,910 人日	24,910 人日
②-①=	2,734 人日	0 人日	795 人日	1,325 人日	1,855 人日

保育ニーズに対して、利用実績が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続します。

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加など、一時的に保育ができなくなった場合に保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所等で保育する事業です。日ごろ保育所等を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,046 人日	2,039 人日	1,987 人日	1,947 人日	1,905 人日
②確保方策	2,046 人日	2,046 人日	2,046 人日	2,046 人日	2,046 人日
②-①=	0 人日	7 人日	59 人日	99 人日	141 人日

保育ニーズに対して、利用実績が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続します。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもを認定こども園や保育所等の通常開所時間11時間を超えて保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	517 人	517 人	503 人	493 人	482 人
②確保方策	643 人	643 人	643 人	643 人	643 人
②-①=	126 人	126 人	140 人	150 人	161 人

延長保育ニーズに対して、延長保育実施事業所の利用実績が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続します。

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを医療機関等の専用施設で一時的に預かり看護及び保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児、小学校1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,943 人日	1,943 人日	1,892 人日	1,855 人日	1,815 人日
②確保方策	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
②-①=	△1,893 人日	△1,893 人日	△1,893 人日	△1,893 人日	△1,893 人日

他市町に受入体制（登録制）があります。今後、利便性をさらに向上させるため、平成31年度までに市内に専用施設1か所の開設を目指します。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭でみることができない小学生の保育を行います。

対象年齢

小学校1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

鹿島小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	72 人	78 人	75 人	77 人	70 人
②確保方策	79 人	80 人	79 人	79 人	79 人
②－①＝	7 人	2 人	4 人	2 人	9 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9 人	8 人	9 人	9 人	9 人
②確保方策	9 人	8 人	9 人	9 人	9 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

明倫小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	90 人	78 人	84 人	83 人	88 人
②確保方策	110 人	110 人	109 人	110 人	112 人
②－①＝	20 人	32 人	25 人	27 人	24 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11 人	11 人	12 人	11 人	9 人
②確保方策	11 人	11 人	12 人	11 人	9 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

浜小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27 人	28 人	30 人	32 人	31 人
②確保方策	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
②-①=	△7 人	△8 人	△10 人	△12 人	△11 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保方策	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

古枝小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37 人	38 人	35 人	36 人	38 人
②確保方策	38 人	38 人	38 人	38 人	385 人
②-①=	1 人	0 人	3 人	2 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②確保方策	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

北鹿島小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39 人	40 人	39 人	37 人	39 人
②確保方策	42 人	42 人	42 人	42 人	42 人
②-①=	3 人	2 人	3 人	5 人	3 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②確保方策	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

能古見小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37 人	34 人	30 人	26 人	28 人
②確保方策	38 人	38 人	38 人	38 人	38 人
②-①=	1 人	4 人	8 人	12 人	10 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②確保方策	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

能古見小校区（浅浦分校）

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人
②確保方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②-①=	8 人	9 人	8 人	8 人	8 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

七浦小校区

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	24 人	22 人	25 人	24 人	26 人
②確保方策	39 人	39 人	39 人	39 人	40 人
②-①=	15 人	17 人	14 人	15 人	14 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人	3 人	3 人	3 人	2 人
②確保方策	3 人	3 人	3 人	3 人	2 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

七浦小校区（音成分校）

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6 人	5 人	8 人	8 人	6 人
②確保方策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
②-①=	9 人	10 人	7 人	7 人	9 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

当面の実施の予定はありませんが、ニーズが生じれば検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

需要量と確保の方策

当面の実施の予定はありませんが、ニーズが生じれば検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①利用者支援事業（新規事業）

市全域を対象として地域子育て支援センターに利用者支援専門員を配置します。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については引き続き、子育てに関する相談業務や子育てサークルの運営及び支援を行っていきます。また、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う、つどいの広場事業に新たに取り組んでいきます。少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。将来的には、子育てに関する様々な事業を、このつどいの広場を核として展開することを検討していきます。

③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、安心して出産を迎えるため、母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの引き続いた支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取り組みを推進していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後も子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑤養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後も保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、保健、医療、福祉の行政機関、教育委員会等の関係機関・団体等で構成する「要保護児童対策地域協議会要保護児童部会」で情報共有し、養育に関する必要な支援の検討を行います。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業については、ニーズの発生に応じて、他市町に受入体制があります。トワイライト事業と合わせ、保護者の多様化した利用目的に対応する有効な支援サービスとして周知を図るとともに、今後も増加が予想される緊急一時利用や、DV（ドメスティック・バイオレンス）により経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、外出時等の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う事業です。サポートセンターは現在、未設置ですが設置するとした場合、サポーターの養成講座事業、認定事業が必要になると考えられます。現在、サポーターの養成講座事業、認定事業は実施しておりませんが、今後は人材養成及びサポーター登録を検討していきます。

⑧一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後も継続して保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育）

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後もニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取り組みについて事業者等との調整を図ります。

⑩病児・病後児保育事業

本市では、現在実施していません。本市での実績はありませんが、他市町で受け入れ体制があります。事業を実施するための組織体制がなく、実施するには相当の準備期間と予算が必要と考えられます。市内での実施が望まれていることから、市内での実施を目指し検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、学校等と連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。併せて、学校施設以外の多様な受け皿づくりも検討していきます。

特に、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

国の指針等に基づき、取り組みの検討を行っていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要です。本事業は、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施することが必要であり、以下のような取り組みの検討を行っていきます。

- (1) ホームページ等を活用した、教育・保育の需給状態に関する情報提供。
- (2) 地域ごとに最も望まれる施設形態や事業参入の形態を想定した参入支援。



4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組みます。

①相談体制の整備や関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の関係各課のほか、児童相談所、保健所、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等、幅広い関係者が参加し、ネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応の実現のため、専門性を有する職員の配置や、講習会等への参加を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用にも努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支

援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

現在、市心身障害児通園施設「すこやか教室」で、就学前の心身障がい児を対象とした療育を通して、集団活動への適応や保護者への助言を行っています。心身の成長や発達の遅れに心配のある就学前の児童に対し、通園による療育を通して障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりに適切な支援等を充実させることにより、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援を行うことで子どもやその保護者に安心感のあるサポートを行います。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障がい児の受入れを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

子どもを生み育てやすい環境を推進するためには、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、子どもを生み育てやすく、働きやすい職場の環境づくりのため、仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に連携し、育児休業取得や短時間勤務等の柔軟な働き方がしやすい環境整備の促進等を図ります。

(2) 事業主の取組の促進

仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業をホームページや広報へ掲載して紹介する等、仕事と生活の調和を目指している企業への社会的評価の促進に努めるとともに、再就職しやすい環境づくりにも積極的に取り組む企業への支援等について、市独自での取組も含め検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

ホームページや広報、様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

子育てに関する理解の促進等の周知を広げ、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。併せて、父親も積極的に子育てに参加できるようなイベントや講座の開催を計画するとともに、子育てに参加できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

6 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、円滑な事務の実施を含め庁内の関係各課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町とも連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

また、小学校就学後は、就学前に保育を利用する子どもが円滑に放課後児童クラブを利用できるように、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「鹿島市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係わる費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

第Ⅳ部

資料編

1 用語解説

か

○家庭的保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

○確認

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認すること

き

○居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

○教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を言う。

し

○施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付

○小規模保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員6人以上19人以下で保育を行う事業

○事業所内保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

ち

○地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業

○地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付

と

○特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業を言う。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

の

○ノーマライゼーション

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

ほ

○保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み

1号認定（子ども）

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定（子ども）

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定（子ども）

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

や

○幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

2 計画策定の経緯

年 月	内 容
平成 25 年 11 月	第 1 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長の選出 ・子ども・子育て支援新制度等について ・鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 12 月	鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
平成 26 年 3 月	第 2 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の分析結果について ・教育・保育提供区域の設定方針について ・量の見込みの算出方針について
平成 26 年 6 月	第 3 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の確定について ・量の見込みの提示と確保の考え方について ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の詳細構成案について
平成 26 年 8 月	第 4 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みの補正と確保の内容について ・条例等で新たに定める基準について ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成 26 年 9 月	第 5 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みの補正と確保の内容について ・利用調整優先順位・保育の必要量について ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の計画素案について
平成 27 年 1 月～2 月	パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画（計画素案）について
平成 27 年 2 月	第 6 回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市子ども・子育て支援事業計画の計画最終案について ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取
平成 27 年 3 月	鹿島市子ども・子育て支援事業計画 策定

3 鹿島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鹿島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、法第6条第2項に規定する子どもの保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

4 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 鹿島市子ども・子育て会議委員

No.	選出区分	委員氏名 〔任期:平成25~26年度〕	備 考
1	学識経験者	吉牟田 美代子	佐賀女子短期大学 名誉教授
2	教育関係者	橋口 和人	市小中学校校長会 会長（古枝小学校・校長）
3		西河 信也	市内幼稚園 代表（明朗幼稚園・園長）
4		橋本 千恵美	市内幼稚園教諭 代表（鹿島カトリック幼稚園）
5	保育関係者	池田 芳信	市内保育所 代表（みどり園・園長）
6		北村 やす子	市内保育士 代表（誕生院保育園）
7	事業者関係者	住江 潤子	鹿島商工会議所 常議員 （社会福祉法人梅生会・理事長）
8	労働者関係者	吉牟田 誠	連合佐賀南部地域協議会 議長
9	児童保護者 関係者	藤瀬 彰成	市PTA連合会 理事（七浦小学校）
10		森 一恵	市内放課後児童クラブ保護者 代表 （鹿島小わんぱくクラブ）
11		浦 有希子	市内幼稚園保護者 代表（明朗幼稚園）
12		松尾 雅恵	市内保育所保護者 代表（共生保育園）
13	行政関係者	下田 サチ子	市民生児童委員連絡協議会 代表 （浜地区民生児童委員協議会）
14		森田 睦	市主任児童委員部会 幹事 （能古見地区主任児童委員）
15		馬場 弘子	市家庭相談員 代表
16		田雑 和子	市子育て支援センター指導員 代表



鹿島市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月

発行 佐賀県 鹿島市

編集 鹿島市福祉事務所

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

電話 0954-63-2119

FAX 0954-63-2128

ホームページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>